## 関門景観審議会の委員を募集します!

## <募集案内>

関門景観審議会は、関門条例及び関門景観条例に基づき、関門景観の形成に関する重要な事項について、専門家や市民の方から意見をいただき、景観施策に反映させるために設けられた本市の付属機関です。

今回、市民の皆様から、審議会に参画し、ご議論いただける方を募集します。 募集の詳細については、次の募集要領をご参照ください。

- <関門景観審議会の主な審議事項(予定)>
  - ・行為の制限(景観形成基準)に関すること など

募集要領	
1 付属機関名称	関門景観審議会
2 募集人数	1 名程度
3 任期	2年間(令和7年6月1日~令和9年5月31日)
4 委員の役割	本市で開催される関門景観審議会にご出席いただき、景観施策に関する議案について議論します。  ■会議開催場所 北九州市内  ■委員報酬 会議出席ごとに、市で定める基準に基づき報酬 をお支払いします。
5 応募資格	(1)満18歳以上(令和6年11月1日時点)の方 (2)北九州市内に在住、または通勤・通学する方 (3)国又は地方公共団体の議員及び常勤の公務員以外の方 (4)関門景観審議会の委員として、参画する意欲があり、かつ、 審議に出席できる方 (5)任期中に本市の他の付属機関の委員の兼職の数が4未満の方 (6)関門景観審議会委員の在任期間が10年未満の者 (7)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)と、密接な関係を有する方は応募することができません。 ※上記規定に関し該当の有無を確認するため、関係する行政機関へ 照会させて頂きます。
6 募集期間	令和6年11月 1日(金)から 令和6年11月29日(金)まで ※持参または電子メールの場合は11月29日(金)17:00まで ※郵送の場合は11月29日(金)付北九州市受付印があるもの

7 提出書類	(1)応募用紙 所定の応募用紙に、下記の内容を記載して提出して下さい。 ・氏名(ふりがな) ・性別 ・生年月日 ・年齢 ・住所 ・電話番号(平日の9時から17時の間に連絡が可能なもの) ・メールアドレス ・職業(勤務先・学校名等) ・その他所属団体等 ・本市付属機関等委員就任履歴 ・その他、本審議会に関係する経歴等 ・同意事項に対する署名 (2)小論文(様式自由) 「関門地域における都市景観の課題とその対策」について、800 字程度で記述してください。 ※ 提出された書類は返却しませんのでご了承ください。
8 選考方法	<ul> <li>■一次審査(書類審査)</li> <li>提出書類を基に、「5 応募資格」への適合確認を行います。</li> <li>■二次審査(面接)</li> <li>提出書類を基に、選考委員による面接を実施します。</li> <li>※時期は令和6年12月中旬を予定しています。</li> <li>※一次審査通過者に、日時・場所等のご案内を郵送します。</li> <li>※二次審査に要する交通費等は、応募者の自己負担となります。</li> <li>■選考結果</li> <li>一定以上の評価点を得た応募者を合格者とします。</li> <li>結果通知の郵送は令和7年1月末を予定しています。</li> </ul>
9 募集案内配布場所	■都市戦略局都市再生企画課(市役所本庁舎13階) ■門司区役所総務企画課 ■門司区出張所 ■北九州市ホームページ(都市戦略局都市再生企画課)
10 個人情報の 取扱い	<ul><li>■応募された個人情報につきましては、保護・管理に十分留意するとともに、本選考以外に使用することはありません。</li><li>■審議会委員となった場合、氏名、職業・所属団体を公開いたします。</li><li>■会議で発言されたご意見は、議事録等で公開されることがあります。</li></ul>
11 応募方法 応募先 問い合わせ先	持参・郵送・電子メールのいずれかの方法で、「7 提出書類」を以下まで提出してください。  〒803-8501  北九州市小倉北区城内1番1号  北九州市 都市戦略局 都市再生企画課  TEL 093-582-2502  FAX 093-561-7525  MAIL toshi-saiseikikaku@city.kitakyushu.lg.jp
12 注意事項	<ul><li>■本募集要領の記載内容をすべて了承の上、ご応募ください。</li><li>■いただいた応募用紙の記載内容に不備がある場合、受付できないことがあります。記載内容をご確認のうえ、ご提出ください。</li></ul>